

とは?

被扶養者となるには要件を満たしていることが必要です。 資格確認のための調査を行いますので、ご協力ください

IBM健保組合では、被扶養者となっているご家族を対象に、現在も被扶養者とし ての要件を満たしているかどうかを確認するための調査を毎年行っています。今 年度は特例退職被保険者の方を対象に行いますので、ご協力をお願いします。

ご注意

住民票等のご提出いただく証明書類は、マイナンバー(個人番号)の記載がない ものをご用意ください。また、マイナンバーが記載された住民票や各種証明書の 交付を受け、その書類を提出される場合には、マイナンバーの部分をマジックで 塗りつぶすなど、マスキングをしてご提出くださるようお願いいたします。



資格確認調査にご協力ください

被扶養者の範囲

被保険者と同居(同一世帯)でなくてもよい人と、同居が条件となる 人に分けられます。

同居が条件となる人

- ・右記以外の三親等内の 親族
- ・内縁の配偶者の父母 および子
- ・内縁の配偶者死亡後の 父母および子

同居でなくてもよい人

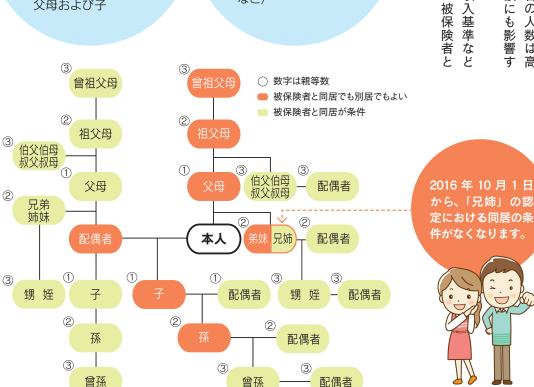
- ・配偶者(内縁でもよい)
- ·子、孫、弟、妹
- ※10月からは、兄、姉も含ま れます。
- · 直系尊属 (父母、祖父母 など)

せん。 るのです。 齢者医療制度 わけにはいきません。 あるため、 療 被扶養者となるには、 給付を受けたり、 その ため、 適 正 の か 支援金 つ有 誰でも容易に被扶養者と ます 一効に使 また、 保健事業を利用 その範囲 納 被扶養者の 付金 われ の額 なけ や収入基準など にも ですると れば 人数は高 影響す なって なりま いう

厳しい要件が法律で定められており、

財源 として運営され 康保険制度は、 主に被保険者 が、 この)財源 Iから 派には の保 限りが 険料 を

して あるため、



るわけです。 の生計維持関係が認められることが 度認定され 資格確認の ても、 ため その状況 の調査を毎年行って が変わることも 必要です。

My Health 2016 summer ★ 6

保険給付 の適 正化 の 認定は厳格に行われ

- ★ご家族の就職や結婚、死亡、収入 増、また75歳になったとき*な ど、被扶養者の要件を満たさなく なった場合には、5日以内に「被 扶養者(異動)届」を提出してく ださい。
 - *後期高齢者医療制度に加入することに なります。

<提出先>

IBMグループ社員

各勤務先 社会保険担当

任意継続· 特例退職被保険者

◆IBM健保組合

詳しくは HPへ |||

HOME ≫各種申請 ≫家族の加入について≫ 家族が加入からはずれる ≫健康保険被扶養者 (異動) 届



▲以上の基準をすべて満たせば必ず被扶養者と認定されるわけで はありません。被保険者との生計維持関係 があることが必須の条件となります。 付金等も対象となります。

(経済的扶養の事実

健康保険の傷病手当金、

出産手当金

雇

用保険の失業給

遺族年金も含まれます)。

各種年金についてもすべて対象となります

(障害年金

原則として所得税法上の課税

非課税は問い

ませ

収入の範囲

被扶養者の収入基準

★所得税法上では年収103万円以下が所得税0となり扶養親族とし محات 未満 被保険 て扱われますが、 60 (者の年間収入の1 (歳以上または障害者は 180万円未満)

認定後の年間収入

(税控除前の総収入額)

が130万円

である

次のすべての条件を満たすことが必要です。

者認定では認定を受ける日から1年間となります。 た税法上の年収の対象期間は1月~12月ですが、健康保険の被扶養 収入の範囲が異なりますのでご注意ください。ま (仕送り) /2未満であること。 額の方が上回る場合 居の

合は被保険者からの援助 に限られます。

あなたの被扶養者は 対象となって いませんか?

パート・アルバイト等の 社会保険への加入対象が広がります

パートやアルバイトなど短時間で働く方の健康保険・ 厚生年金保険への加入については、所定労働時間およ び所定労働日数が正社員等の概ね3/4以上の場合 (一般的に週30時間以上働く方)とされてきましたが、 2016年10月1日からは、この基準を満たさない場合 であっても加入することになります。その対象となるの は従業員(厚生年金保険の被保険者)が常時501人以



上の事業所に勤めている方で、次のすべての要件を満た す場合、新たに健康保険および厚生年金保険の被保険 者となります。

- ① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ② 雇用期間が継続して 1 年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が88,000円以上であること
- ④ 学生でないこと

※ 2016 年 9 月末までにすでに被保険者となっている方について は、上記の要件を満たしていない場合でも、10月以降も同じ 事業所に勤めている間は引き続き被保険者となります。

このため、被扶養者の方で上記要件を満たして新たに 被保険者となった場合には、IBM 健保組合の被扶養者 から外す手続き(「被扶養者(異動) 届」の提出)が必 要となりますので、ご注意ください。

★任意継続・特例退職被保険者のみなさまへ★

マイナンバーの収集にご協力ください

2016年1月からスタートした個人番号制度(マイナンバー制度)に基づき、健保組合は、2017年1月から各 種手続きにみなさまのマイナンバーを使用することになります。そのため、本年中にマイナンバーを収集する必要 があります。

詳細については個別にご案内いたしますが、今秋、みなさまのご自宅へ番号記入用紙を送付いたしますので、被 扶養者であるご家族の分もご記入いただき、提出くださるようご協力をお願いいたします。